

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険・後期高齢者医療制度 における傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症にかかる国の緊急対応策に基づく国民健康保険・後期高齢者医療制度における傷病手当金の概要等につきまして報告いたします。

### 1. 制度の概要

#### (1) 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

#### (2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### (3) 支給額

- ・算式 直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数
- ・限度額 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在 日額30,887円）
- ・その他 給与等を受けた場合は支給対象外  
※受けた給与等が傷病手当金より少ない場合はその差額を支給

#### (4) 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

### 2. 本市の対応等

#### (1) 予算

- ・国民健康保険 令和2年度補正予算 5,000千円
- ・後期高齢者医療制度 京都府後期高齢者医療広域連合にて対応

※国が特例的に特別調整交付金により支給額の全額を財政支援

#### (2) 条例

- ・国民健康保険 宇治市国民健康保険条例改正
- ・後期高齢者医療制度 宇治市後期高齢者医療に関する条例改正

※新たに傷病手当金に関する規定の追加が必要となるが、詳細等については、現在、国等に確認中